

概要

被災者の自殺は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、○会社に平成○年○月○日に燃料販売員として雇用され、ガソリンスタンドでの給油、洗車及び、タンクローリー車による燃料配達等に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日燃料配達のため会社のタンクローリー車を運転中、後方車と接触事故により負傷し、○病院に受診したところ「頸椎捻挫」との診断を受け、加療後平成○年○月○日治癒した。

被災者は平成○年○月頃よりうつ症状を自覚するようになり同年○月○日に○クリニックに受診したところ、「うつ状態」と診断された。その後通院治療中の平成○年○月○日自宅物置にて縊死していたのを発見された。

請求人（以下「請求人」という）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとして監督署長に対し遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は被災者に発症した疾病は、業務による心理的負荷が主要な原因となって発症したものとは認められないとしてこれを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は仕事が原因で「うつ病」を発症し、それが原因で自死したものである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成○年○月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

被災者は平成○年○月○日にタンクローリーでの配送中に追突事故に遭い頸部を負傷したことは、「重度の病気やケガをした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。しかしながら、負傷当日に受診した○病院では、「頸部の前頭屈に疼痛を訴えた。頸部ポリネックを装着、安静治療を勧めた。」とされ、その後受診した○病院では「頸椎椎間板ヘルニア」と診断され、他覚的所見として、「左上肢の痺れ、左肩の凝りと痛みが持続」とされていることからみると、負傷の程度は比較的軽度と認められることから、心理的負荷の強度を「Ⅱ」に修正することが妥当である。

出来事後の状況が持続する程度についてみると、請求人の申し立て及び被災者の受診経過を見ると、被災者の痛みや手のしびれ等の症状はその後も継続していたこと、また、請求人の申し立てにおいて、「○病院に受診時少し入院して様子を見たほうが良いと言われたことを会社の社長に伝えたところ、誰が代わりに配達するのかと言われ入院を諦めたことや、時期は不明であるが、午後半日の休日の時に会社社長に通院するので午前も休みたいたったところ丸一日の休暇を使えと言われその休日分の代替がなかったこと等、被災者の負傷に対する職場の配慮に欠ける面が窺われることから、出来事後の状況が持続する程度は、被災者にとって一定の心理的負荷の過重性があったことは推測できるものの、相当程度過重には至らないと判断される。

また、特別な出来事については特に確認されない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

請求人は「被災者が亡くなる5年位前から、被災者の両親から生活費を援助してもらっており、自分たち家族だけで生活したいと話していた。」と申立てており、金銭的なことでの夫婦喧嘩が時々あったとしていることから、「夫婦のトラブル、不和があった」を類推適用し心理的負荷の強度「Ⅰ」を適用することが妥当と判断される。

個体側要因としては○クリニックの診療録によれば、被災者の主訴で「10年前からキレやすい。落ち込みやすい」との訴えや、「4年前に兄弟が自殺しそのことが苦しい」との訴えがあり、脆弱性が疑われること、また、平成○年、平成○年の健康診断では、肝機能検査の数値が正常値を超えて

おり、医師の意見欄には、「アルコール飲注意」とされていることから、肝機能障害を起こす程度の常習飲酒があった可能性がある。

(4) 結論

以上から、本件被災者に発症した精神障害は、業務による心理的負荷が主要な原因となって発症したものとは認められないことから、業務上の疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

平成〇年、被災者はタンクローリー車を運転し、灯油等の配達中後方車との接触事故が発生し頸部を負傷した出来事は、具体的出来事「重度の病気やけがをした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

出来事の心理的負荷の強度を修正する視点から検討すると、負傷は比較的軽度と認められることから心理的負荷の強度を「Ⅱ」に修正することが妥当と判断した精神部会の判断は妥当と判断する。

また本件発症前 6 ヶ月間の時間外労働等については、休日は確保され、時間外労働時間もおおむね 1 カ月〇時間程度であり、心理的負荷の強度を修正するほどの恒常的な長時間労働は認められない。

なお、主治医は平成〇年〇月に主任が退職し、被災者の労務負荷が一気に増大したということや、本件精神障害発病後の出来事である具体的出来事「退職を強要された」に該当する心理的負荷を主張しているが、出来事前 2 年以上前の出来事及び本件疾病発症後の出来事であるため、心理的負荷の評価の対象にはならない。

出来事後の状況が持続する程度を検討すると、被災者の負傷に対する職場の配慮に欠ける部分が疑われることから、被災者にとって一定の心理的負荷の過重性があったことは推測できるものの、相当程度過重には至らないと判断する精神部会の意見は妥当と判断する。

また、特別な出来事として評価すべきものは認められない。

以上を総合的に評価しても、精神障害を発病・増悪させる危険のある強度の心理的負荷が被災者にもたらされたと認めることはできず、総合評価は「強」には至らない。

(3) 業務以外の心理的負荷の強度

請求人には家計面や夫婦仲に一定の心理的負荷があったことが推定され、心理的負荷評価表の「夫婦のトラブル、不和があった」を類推適用し強度「Ⅰ」を適用することが妥当である。

個体側要因としては、主治医の診療録から脆弱性が窺われること、また健康診断の医師意見欄に「アルコール飲注意」とあることから常習飲酒があった可能性がある。

(4) 上記のことから被災者の業務による心理的負荷の強度は「Ⅱ」に該当し、出来事後の状況が持続する程度は相当程度過重には至らないと判断されることより、総合評価は「強」とは認められない。

よって、被災者は業務による心理的負荷が有力な原因となって本件疾病を発病したものとは認められず、業務上の疾病とは認められないと判断する。

以上のことから、被災者に発症した本件疾病は業務に起因するものとは認められないため、監督署長が請求人に対してなした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって取り消すべき理由はない。